次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう に行動計画を策定する。

1. 計画期間:

令和2年11月1日~令和5年6月30日

2. 次世代育成支援対策推進法:

目標1:子の看護休暇、育児休業の利用を促進する【1-(1)ウ・シ】

<対策>

・令和2年11月~ 子の看護休暇、育児休業の利用条件の緩和策検討 従業員ヒアリングの実施

・令和2年12月~ 就業規則の変更・届出

・令和3年1月~ 従業員説明会の実施、利用実績データの蓄積

目標2: 育児休業の取得率を男性: 7%以上、女性: 75%以上にする 【1-(2)イ】 <対策>

・令和2年11月~ 育児休業制度の説明会を開催、目標値を周知

・令和2年12月~ 対象者が発生した場合にヒアリング面談を実施

育休取得に関連する不安解消に務める

3. 女性活躍推進法:

目標1:各月ごとの従業員平均残業時間※を45時間以下にする【②】

※法定外労働時間+法定休日労働時間とし、管理監督者も対象に含む

<対策>

- 令和2年11月~ 平均残業時間に関する説明会を開催、目標値を周知

・令和2年12月~ 毎月の平均残業時間を社内公開し、目標達成の支援を行う

目標2:年次有給休暇の取得率を70%以上にする【②】

<対策>

- 令和2年11月~ 年次有給休暇取得率に関する説明会を開催、目標値を周知

・令和2年12月~ 各従業員に対して年次有給休暇の取得計画を話し合う面談を行う

全従業員の取得率を社内公開し、目標達成の支援を行う